

地方財政審議会付議（決裁）案件

平成 2 8 年 7 月 1 5 日（金）

（案件名）

- ・ 平成 2 8 年度地方債同意等予定額の通知等について（決裁案件）
（根拠法令は別紙）

自治財政局 地方債課
日向管理官 （内 23392）

【根拠法令】

○地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）

（地方債の協議等）

第 5 条の 3

地方公共団体は、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。

- 11 総務大臣は、第 1 項の規定による協議における総務大臣の同意並びに前項に規定する基準の作成及び同項の書類の作成については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（地方債についての関与の特例）

第 5 条の 4

次に掲げる地方公共団体は、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第 1 項の規定による協議又は同条第 6 項の規定による届出をすることを要しない。

- 7 総務大臣は、第 1 項、第 3 項及び第 4 項の総務大臣の許可並びに第 1 項第 4 号から第 6 号までの規定による指定及び第 2 項の規定による指定の解除については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

○地方財政法施行令（昭和 23 年法律第 267 号）

（地方債の協議の相手方等）

第 2 条

- 3 都道府県知事は、法第 5 条の 3 第 1 項の規定による協議において同意をしようとするときは、当該同意に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

- 5 総務大臣は、第 3 項の規定による協議における同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（地方債の許可手続）

第 21 条

法第 5 条の 4 第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定により、地方公共団体が地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣、同項第 2 号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 3 都道府県知事は、第 1 項に規定する許可をしようとするときは、当該許可に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

- 5 総務大臣は、第 3 項に規定する同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

平成 28 年度地方債同意等予定額（第 1 次分）について

平成 28 年 7 月

自治財政局

1. 同意等予定額の総額

- 地方公共団体から提出のあった起債予定額等に基づき、あらかじめ同意等予定額を通知。
- 今回通知する同意等予定額は、地方公共団体の当初予算に計上されている事業に伴うもの。

	同意等予定額		
	通常収支分	東日本大震災分	合計
都道府県 指定都市	51,257 億円	161 億円	51,418 億円
市町村 特別区	42,752 億円	176 億円	42,928 億円
総 額	94,009 億円	336 億円	94,345 億円

- 今回通知する同意等予定額は 9 兆 4,345 億円であり、既届出額 6,644 億円を加えると、10 兆 989 億円となり、地方債計画額 11 兆 2,462 億円の 89.8%（対前年度比 -1.0%）である。
 - 今回、同意等予定額を通知する主な事業債
公共事業等（1 兆 167 億円）、下水道事業（1 兆 194 億円）、旧合併特例（5,320 億円）、臨時財政対策債（3 兆 7,880 億円）
 - 熊本地震被災団体のうち、1 次協議が行えない団体は 9 団体。
 - ① 1 次協議を行わず、全て 2 次協議以降に回る団体：7 団体
（阿蘇市、菊陽町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町）
 - ② 一部 1 次協議を行い、残りは 2 次協議以降に回る団体：2 団体
（八代市、宇土市）
- 上記①②の団体に配分するための公的資金を留保。
（財融資金：54 億円、機構資金：42 億円）

2. 同意等予定額の通知日

7月26日（火）（普通交付税の決定日と同日）

3. その他

第2次分に係る同意等予定額については、29年2月に通知予定。

○ 今後のスケジュール（予定）

地方財政審議会	7月15日（金）
財務省正式協議	7月15日（金）
財務省協議回答	7月22日（金）
同意等予定額通知記者発表	7月26日（火）
同意等予定額協議期限	9月2日（金）目途
同意等予定日	9月23日（金）目途

○ 地方債同意等予定額について(平成28年度第1次分)

1 通常収支分

(単位:億円)

	地方債計画額 A	既届出分 (6月分まで) B	今回通知額 C	合計 D=B+C	計画残額 E=A-D	割合 D/A
一 般 会 計 債	49,132	6,278	35,002	41,280	7,852	84.0%
公 共 事 業 等	16,601	2,537	10,167	12,704	3,897	76.5%
公 営 住 宅 建 設 事 業	1,141	261	953	1,214	▲73	106.4%
災 害 復 旧 事 業	711		168	168	543	23.6%
教育・福祉施設等整備事業	3,395	533	3,990	4,523	▲1,128	133.2%
学 校 教 育 施 設 等	1,248	247	1,766	2,013	▲765	161.3%
社 会 福 祉 施 設	381	49	366	415	▲34	109.0%
一 般 廃 棄 物 処 理	657	166	1,226	1,392	▲735	211.8%
一 般 補 助 施 設 等	569	22	376	398	171	70.0%
施設(一般財源化分)	540	49	256	304	236	56.4%
一 般 単 独 事 業	21,474	2,920	15,378	18,298	3,176	85.2%
一 般	4,362	1,455	3,772	5,227	▲865	119.8%
うち一般事業		1,455	3,705	5,160		
うち第三セクター改革推進債			67	67		
地 域 活 性 化	690	24	544	568	122	82.4%
防 災 対 策	871	134	510	644	227	74.0%
地 方 道 路 等	3,221	830	1,898	2,728	493	84.7%
旧 合 併 特 例	6,200	153	5,320	5,474	726	88.3%
緊 急 防 災・減 災	5,000	323	3,165	3,488	1,512	69.8%
公 共 施 設 最 適 化	1,130		168	168	962	14.9%
辺地及び過疎対策事業	4,665		4,139	4,139	526	88.7%
辺 地 対 策	465		425	425	40	91.4%
過 疎 対 策	4,200		3,714	3,714	486	88.4%
公共用地先行取得等事業	345	28	207	235	110	68.0%
行 政 改 革 推 進	700				700	—
調 整	100				100	—
公 営 企 業 債	24,270	366	21,127	21,493	2,777	88.6%
水 道 事 業	4,473	2	4,671	4,673	▲200	104.5%
工 業 用 水 道 事 業	222		207	207	15	93.0%
交 通 事 業	1,654	42	1,185	1,228	426	74.2%
電 気 事 業・ガ ス 事 業	178		161	161	17	90.3%
港 湾 整 備 事 業	461	25	415	441	20	95.6%
病院事業・介護サービス事業	4,434	241	3,466	3,706	728	83.6%
市場事業・と畜場事業	458	7	227	234	224	51.1%
地 域 開 発 事 業	699	37	542	579	120	82.8%
下 水 道 事 業	11,597	8	10,194	10,202	1,395	88.0%
観 光 そ の 他 事 業	94	3	61	63	31	67.5%
(公営企業退職手当債)						—
臨 時 財 政 対 策 債	37,880		37,880	37,880	▲0	100.0%
退 職 手 当 債	800				800	—
合 計	112,082	6,644	94,009	100,653	11,429	89.8%
減収補填債(5条分)						—
減収補填債(特例分)						—
総 計	112,082	6,644	94,009	100,653	11,429	89.8%

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

2 東日本大震災分

(単位:億円)

	地方債計画額 A	既届出分 (6月分まで) B	今回通知額 C	合計 D=B+C	計画残額 E=A-D	割合 D/A
一 般 会 計 債	349		317	317	32	90.9%
公 営 住 宅 建 設 事 業	323		259	259	64	80.2%
災 害 復 旧 事 業	18		5	5	13	25.3%
一 般 補 助 施 設 等 ※	—		50	50	—	—
一 般 単 独 事 業	8		4	4	4	46.6%
公 営 企 業 債	27		19	19	8	70.4%
水 道 事 業	1		1	1	0	53.0%
市 場 事 業・と畜場事業	4		3	3	1	81.5%
下 水 道 事 業	22		15	15	7	69.2%
被 災 施 設 借 換 債	4				4	—
総 計	380		336	336	44	88.4%

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

※復興事業の地方負担額を対象とするものであり、地方債計画には計上せず、「その他同意等の見込まれる項目」として取り扱っている。

3 合 計

(単位:億円)

	地方債計画額 A	既届出分 (6月分まで) B	今回通知額 C	合計 D=B+C	計画残額 E=A-D	割合 D/A
1 通常収支分	112,082	6,644	94,009	100,653	11,429	89.8%
2 東日本大震災分	380		336	336	44	88.4%
合 計	112,462	6,644	94,345	100,989	11,473	89.8%

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

地方債計画に対する同意等予定額通知状況

1. 通常収支分

(単位：億円)

					計	財政融資	機 構	市場公募	銀行等引受
① 平成28年度地方債計画額					112,082	28,076	18,039	36,900	29,067
② 同意等予定額					94,009	26,575	17,015	17,635	32,784
内 訳	都指	道定	府都	県市	51,257	7,905	6,106	17,612	19,634
	市特	町別		村区	42,752	18,669	10,909	23	13,150
	既 通 知 額				—	—	—	—	—
	都指	道定	府都	県市	—	—	—	—	—
	市特	町別		村区	—	—	—	—	—
	今 回 通 知 額				94,009	26,575	17,015	17,635	32,784
	都指	道定	府都	県市	51,257	7,905	6,106	17,612	19,634
	市特	町別		村区	42,752	18,669	10,909	23	13,150
	③ 既届出額				6,644			4,559	2,084
	都指	道定	府都	県市	6,575			4,559	2,016
	市特	町別		村区	69			—	69
④ 小計 (②+③)					100,653	26,575	17,015	22,195	34,868
	都指	道定	府都	県市	57,832	7,905	6,106	22,171	21,650
	市特	町別		村区	42,821	18,669	10,909	23	13,218
⑤ 計画残額 (①-④)					11,429	1,501	1,024	14,705	▲5,801

(注) 表中における計数は、それぞれ四捨五入によっているので、計とは一致しない場合がある。

2. 東日本大震災分
復旧・復興事業

(単位：億円)

		計	財政融資	機 構	市場公募	銀行等引受
① 平成28年度地方債計画額		380	259	121	—	—
② 同意等予定額		336	216	109	—	11
内 訳	都 道 府 県	161	111	39	—	11
	指 定 都 市	176	105	70	—	—
	市 特 別 区	—	—	—	—	—
	既 通 知 額	—	—	—	—	—
	都 道 府 県	—	—	—	—	—
	指 定 都 市	—	—	—	—	—
	市 特 別 区	—	—	—	—	—
	今 回 通 知 額	336	216	109	—	11
	都 道 府 県	161	111	39	—	11
	指 定 都 市	176	105	70	—	—
	市 特 別 区	—	—	—	—	—
③ 計画残額 (①－②)		44	43	12	—	▲11

(注) 表中における計数は、それぞれ四捨五入によっているので、計とは一致しない場合がある。

3. 合計

(単位：億円)

					計				
						財政融資	機 構	市場公募	銀行等引受
① 平成28年度地方債計画額					112,462	28,335	18,160	36,900	29,067
② 同意等予定額					94,345	26,791	17,124	17,635	32,795
内 訳	都指	道定	府都	県市	51,418	8,016	6,145	17,612	19,645
	市特	町別		村区	42,928	18,775	10,980	23	13,150
	既 通 知 額				—	—	—	—	—
	都指	道定	府都	県市	—	—	—	—	—
	市特	町別		村区	—	—	—	—	—
	今 回 通 知 額				94,345	26,791	17,124	17,635	32,795
	都指	道定	府都	県市	51,418	8,016	6,145	17,612	19,645
	市特	町別		村区	42,928	18,775	10,980	23	13,150
	③ 既届出額				6,644			4,559	2,084
	都指	道定	府都	県市	6,575			4,559	2,016
	市特	町別		村区	69			—	69
④ 小計 (②+③)					100,989	26,791	17,124	22,195	34,879
	都指	道定	府都	県市	57,993	8,016	6,145	22,171	21,661
	市特	町別		村区	42,996	18,775	10,980	23	13,218
⑤ 計画残額 (①-④)					11,473	1,544	1,036	14,705	▲5,812

(注) 表中における計数は、それぞれ四捨五入によっているので、計とは一致しない場合がある。

標準税率未満団体の建設地方債の発行に対する許可予定額通知について

1. 名古屋市（総務大臣許可）

(1) 減税の概要

平成24年度から個人市民税・法人市民税の5%減税を実施

(2) 世代間の負担の公平への影響

同意等基準運用要綱に定める基準に基づき精査した結果、少なくとも平成28年度の減収見込額を上回る行政改革の取組等を予定していることを確認

(3) 地方税収の確保状況

平成26年度の地方税の徴収率が類似団体を上回っていることを確認

⇒ 同意等基準に照らし適当と認められることから、建設地方債の発行の許可を予定する通知を发出

10

2. 千葉県印西市（千葉県知事許可）

(1) 減税の概要

軽自動車税にかかるグリーン化特例適用対象の一部について1,000円の減税を実施

※グリーン化特例の適用年度は平成28年度のみ

(2) 世代間負担の公平への影響

同意等基準運用要綱に定める基準に基づき精査した結果、少なくとも平成28年度の減収見込額を上回る行政改革の取組等を予定していることを確認

(3) 地方税収の確保状況

平成26年度の地方税の徴収率が類似団体を上回っていることを確認

⇒ 同意等基準に照らし適当と認められることから、千葉県知事が建設地方債の発行の許可を予定する通知を发出することについて同意を予定する通知を发出

○地方財政法（昭和23年法律第109号）（抄）

（地方債についての関与の特例）

第五条の四 略

2・3 略

4 普通税（地方消費税、道府県たばこ税、市町村たばこ税、鉦区税、特別土地保有税及び法定外普
通税を除く。）の税率のいづれかが標準税率未滿である地方公共団体（第一項各号に掲げるとし、若し
除く。）は、第五条第五号に規定する経費の財源とする地方債を起し、又は起す場合、政令に
くは起した地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を起し、又は起す場合、政令に
で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならぬ。この場合、
おいては、前条第一項の規定による協議又は同条第六項の規定による届出をすることはない。

5・6 略

7 総務大臣は、第一項、第三項及び第四項の総務大臣の許可並びに第一項第四号から第六号まで
の規定による指定及び第二項の規定による指定の解除については、地方財政審議会の意見を聴か
なければならぬ。

11

○地方財政法施行令（昭和23政令第267号）（抄）

（地方債の許可手続）

第二十一条 法第五条の四第一項、第三項又は第四項の規定により、地方公共団体が地方債を起
し、又は起そうとし、若しくは起した地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を變更
し、又は起する場合、第二条第一項第一号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣、同項第
二号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事の許可を受けなければならぬ。

2 略

3 都道府県知事は、第一項に規定する許可をしようとするときは、当該許可に係る地方債の限度
額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならぬ。

4 略

5 総務大臣は、第三項に規定する同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければなら
ぬ。

○平成28年度地方債同意等基準（平成28年総務省告示第147号）（抄）

第三 許可団体に係る許可基準

六 標準税率未満により許可を要する場合

普通税の税率が標準税率未満の地方公共団体については、地方公共団体の歳出は地方債以外の歳入をもつてその財源としなければならないとする地財法第5条本文の趣旨を踏まえ、当該普通税の税率が標準税率未満であることによる世代間の負担の公平への影響や地方税収の確保の状況等を勘案して、地方債を許可するものとする。

世代間の負担の公平への影響については減税による減収額を上回る行政改革の取組等を予定しているかどうか、また、地方税収の確保の状況については当該団体の地方税の徴収率が類似団体の地方税の徴収率を上回っているかどうかを中心に精査するものとする。

○平成28年度地方債同意等基準運用要綱（抄）

- 1 「行政改革の取組等」については、標準税率未満団体に於ける行政改革の取組等によって確実に生み出される歳入確保及び歳出削減に係る効果額を算定の対象とすること。この際、行政改革の取組等によって歳出の増減両方の効果がある場合には歳出の純減分を算定すること。
- 2 1の効果額は、原則として、標準税率未満団体が減税のために新規に実施する取組によるものであること。ただし、過去の行政改革の取組等の効果が減税を実施する年度まで及んでいることが客観的に確認できるものに限り、5年を限度として算定の対象とすることができる。